職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月27日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市規則第13号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年倉吉市規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（特別休暇）
第16条　条例第14条の規則に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。
<table>
<tr><td colspan="2">１～21　略</td></tr>
<tr><td>22　配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第27条第１項第３号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）又は祖父母の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を行うことをいう。）<u>及びその養育する中学校就学の始期に達するまでの子の入園、卒園、入学又は卒業の式典への参加</u>のため勤務しないことが相当で</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
（特別休暇）
第16条　条例第14条の規則に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。
<table>
<tr><td colspan="2">１～21　略</td></tr>
<tr><td>22　配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第27条第１項第３号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）又は祖父母の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

あると認められる場合	
23～25　略	

23～25　略	

（倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則の一部改正）

第２条　倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則（令和２年倉吉市規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

別表第２（第５条関係）

１　略

２　会計年度任用職員の特別休暇の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

原因	期間	有給・無給の別
１～16　略		
17　配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）又は祖父母の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を行うことをいう。）<u>及びその養育する中学校就学の始期に達するまでの子の入園、</u>	略	

改正前

別表第２（第５条関係）

１　略

２　会計年度任用職員の特別休暇の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

原因	期間	有給・無給の別
１～16　略		
17　配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）又は祖父母の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略	

卒園、入学又は卒業の式典への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
18～22　略	

18～22　略	

（倉吉市保育所等における保育の利用等に関する規則）

第３条　倉吉市保育所等における保育の利用等に関する規則（平成27年倉吉市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（専決事項） 第10条　園長の専決事項は、次のとおりとする。 （１）・（２）　略 （３）　職員の休暇（特別休暇（生理休暇、更年期休暇、夏季休暇及び看護等休暇を除く。）、病気休暇、介護休暇、育児休暇（部分休業を含む。）及び育児短時間勤務を除く。）及び欠勤に関すること。 （４）～（９）　略	（専決事項） 第10条　園長の専決事項は、次のとおりとする。 （１）・（２）　略 （３）　職員の休暇（特別休暇（生理休暇、更年期休暇、夏季休暇及び看護休暇を除く。）、病気休暇、介護休暇、育児休暇（部分休業を含む。）及び育児短時間勤務を除く。）及び欠勤に関すること。 （４）～（９）　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。